

答申第2号



鎌倉公審査第2号

平成7年5月1日

鎌倉市長 竹内 謙 様

鎌倉市公文書公開審査会

会 長 若 杉 明

公文書公開の請求拒否処分に関する
異議申立てについて (答申)

平成6年7月29日付けで諮問(諮問第7号)された助役交際費領収書の一部
公開決定の件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

本件文書のうち、領収書に記載された店名、出納責任者名及び印影を一部非公開としたことには理由がなく、これらの部分すべてを公開すべきである。

ただし、上記部分を除く特定の個人が識別できる氏名については、非公開が妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成元年度から平成3年度までの助役の交際費に係る明細書のうち領収書の店名、出納責任者名及び印影を鎌倉市長が平成6年6月16日付けで非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張を総合すると、鎌倉市長が鎌倉市公文書公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項第1号、第2号及び第5号に該当するとした一部公開決定は、次に掲げる理由から条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 領収書の公開の必要性について

条例は「市民の市政参加」「公正で開かれた市政の実現」「市民と市との信頼関係の増進」「地方自治の本旨に即した市政の推進」を目的として制定されており、公文書は市民全体の共有財産であると認識する。

本来、自治体の仕事は、広い意味で住民の安全と福祉以外になく、市政執行すべてが市民の監視の元であり、行政文書はすべて公開されるべきである。

これは、行政内部の情報を市民が知ることにより、とかく硬直し、腐敗しやすい行政の在り方を日常的に改革していこうとするものであり、公文書はすべて原則公開は当然で、それはまた地方自治の本旨でもある。

実施機関が主張する交際費に関する監査の行政実例は、実例といいながら例示の年月日も典拠も示されていない。これは不適切な実例をこじつけようとしているとしか考えられない。

行政実例としては、昭和27年5月長崎県福江町長にあてた自治省行政課長発の文書があるが、実施機関の見解は、これとはまったく対立するもので、適正な行政運営とはいえない。

イ 条例第6条第1項第1号該当性について

非公開の理由の第1に個人情報あげられているが、これは特定の個人が識別される情報を公開から除くものであり、領収書に記載若しくは押印された個人名は、あくまでも営業上の責任者名であって、その個人名を公表することが個人のプライバシーを侵すものではない。したがって領収書に記載された店名、出納責任者名及び印影は保護されるべき個人情報ではない。

ウ 条例第6条第1項第2号該当性について

実施機関の法人情報の解釈によると「公開することは信用や社会評価に影響を及ぼし…同業者の間での正当性などを害する。」とあるが、これはその法人の営業上の秘密事項を公開することをいい、領収書の発行元の社名の公開が、会社の信用、社会的評価を傷つけるなどとは、まったく無関係であり機密を要する情報ではない。このような解釈のすり替えが市民の疑惑を招くものである。

エ 条例第6条第1項第5号該当性について

実施機関の拒否理由説明書によれば、非公開部分は「行政執行上必要な交際の範囲、内容、程度などの情報が含まれ」公開すると「交際の範囲、内容」がわかり、「交際の重要度」がわかってしまう、としている。これは、非公開部分を実施機関の手ノ内情報だというものである。

しかし、本号の解釈は「公開することにより、今後の公正又は円滑な市政執行を著しく困難にする」とは、検査、監査、取締りの計画、契約の予定価格、実施前の試験問題のように、公開することによりその実施目的が失われる情報であり、単なる領収書の店名、出納責任者及び印影はいわゆる「手ノ内情報」に当たらない。

以上述べたとおり、領収書は条例第6条第1項第1号、第2号及び第5号に規定される、公開しないことができる情報には該当しない。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明を総合すると、公開請求のあった交際費支出内訳書、前渡資金出納簿、支払証書及び領収書（以下「本件文書」という。）の一部を条例により非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 助役は、円滑な行政執行を補佐するため、広範囲かつ多数の関係者との多岐にわたる交際を必要としている。こうした交際を行う職務上必要な特別の経費として、鎌倉市財務規則に基づき支出されている。

また、一般監査における行政実例でも「交際費の内容まで監査することは、経費の性質にかんがみ適当ではない。」とされるなど、他の費目とは異なる取扱いがされている。

(2) 条例第6条第1項第1号該当性について

ア 本件文書の非公開部分には、交際費に係る相手方の氏名、肩書き、役職名、親族関係等の情報が記載されている。

これらの情報は、特定の個人が識別され得る情報であり、条例第6条第1項第1号本文に該当する。

イ 条例第6条第1項第1号ただし書ア、イ、ウは、個人についての情報であっても例外的に公開できる旨規定されているが、本件文書はいずれにも該当しない。

(3) 条例第6条第1項第2号該当性について

ア 本件文書の中には、法人等に関する情報が記載されている。これらのうち、氏名等を明らかにしないことにより、信用を保持している法人にとって、これを公開することにより、信用や社会的評価に影響を及ぼすと共に、同業者間での正当性等を害することになる。したがって、本件文書は条例第6条第1項第2号本文に該当する。

イ 条例第6条第1項第2号ただし書ア、イ、ウは、法人等に明らかに不利益を与えても、公益上の理由から例外的に公開できる旨規定したものであるが、本件文書はいずれにも該当しないことは明らかである。

(4) 条例第6条第1項第5号該当性について

ア 本件文書には、行政執行上必要な交際の範囲、内容、程度等の情報が含まれており、これらは、個々の交際の重要度を示すものである。

交際の目的は、市が行うあらゆる事務又は事業の推進に当たって行われる交渉、調整等の基礎となる関係者との信頼関係、協力関係の維持、確保である。本件文書が公開されることにより、当該関係者はもとよりその他の関係者との信頼関係等がそこなわれ、今後の交際事務の公正かつ円滑な執行が困難になる。

また、助役の交際の内容から、多くの場合、秘匿性が保たれることが必要であり、そうした場所もおのずから限定されてくるものである。領収書の店名等を公開することは、信頼関係など様々な観点から影響を及ぼすおそれがある。

イ 今回一部公開した以上に公開することは、理事者の裁量に重大な影響を及ぼし、適切な交際事務の執行を困難にし、ひいては市民全体の

利益に損失をもたらすおそれがある。

したがって、本件文書は条例第6条第1項第5号に該当する。

4 審査会の判断理由

(1) 交際費について

交際費は、地方公共団体の長又はその他の執行機関が行政上、あるいは当該団体の利益のために当該地方公共団体以外の者と公の交渉をするために要する経費であって、予算額は鎌倉市議会において議決され、その支出は鎌倉市財務規則に基づき行われている。

(2) 本件文書のうち領収書の枚数は、390枚あり、このうち非公開とされた部分には領収したものの名称、代表者名、住所、電話番号、出納責任者名、印影等が記載されている。

(3) 条例第6条第1項第1号本文該当性について

ア 条例第6条第1項第1号本文は、「個人についての情報（事業を営む個人の当該事業についての情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、公開しないことができる、と規定している。これは、個人についての情報を原則的に非公開とすることによって、個人の基本的な人権を確実に保障しようとするものと解する。

イ 領収書には、代表者名及び出納責任者名以外の特定の個人の氏名が記載されているものがあり、当該記載された氏名の部分は、同号本文にいう「特定の個人が識別される情報」に該当するものと判断する。

(4) 条例第6条第1項第2号本文該当性について

ア 条例第6条第1項第2号本文は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）についての情報又は事業を営む個人の当該事業についての情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に明らかに不利益を与えると認められるもの」と規定している。これは、法人等の事業活動上の利益はこの条例においても保護されるべきものであるという観点から、法人等に明らかに不利益を与えると認められる情報は公開しないことができるものと解する。

イ 領収書を公開することによって、実施機関と取引があることがわかり、同業者間の競争上の地位が脅かされたり、侵害されたりする可能性が一切無いとはいえないが、領収書に記載された内容のうち、非公

開とした店名、代表者名、出納責任者名及び印影は、営業上の秘匿、ノウハウ等の記載ではなく同業者との対抗上特に秘密を要する情報には該当しない。

したがって、領収書を公開しても当該法人等の正当な権利・利益が害されるなど、明らかに当該法人等に不利益を与える情報とは認められない。よって、同号本文には該当しないものと判断する。

(5) 条例第6条第1項第5号該当性について

ア 条例第6条第1項第5号は、「実施機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画、争訟及び交渉の方針、契約の予定価格、試験の問題その他の事務又は事業についての情報であって、…公開することにより、…公正若しくは円滑な実施を著しく困難にするおそれのあるもの」と規定している。これは、実施機関又は国等の機関が行う事務又は事業の性質面に着目し、公正又は円滑な事務又は事業の執行を確保しようとするもので、いわゆる市政を執行するための実施機関内部の情報であり、これらの情報は公開しないことができるものと解する。

イ ところで、交際事務一般について実施機関は、「本件文書が公開されることにより、当該関係者はもとよりその他の関係者との信頼関係が損なわれ、今後の交際事務の円滑な執行を著しく困難にする。」と主張している。

しかし、領収書が公開されたとしても、そのことが今後の事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正若しくは円滑な実施を著しく困難にするおそれを生じさせるとはいえない。よって、同号には該当しないものと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は別紙のとおりである。

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|----------|--|
| 6. 8. 30 | 諮問（諮問第7号） |
| 9. 1 | 実施機関に対し、一部公開拒否理由説明書の提出要請 |
| 9. 14 | <ul style="list-style-type: none"> ・一部公開拒否理由説明書の受理 ・異議申立人に一部公開拒否理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請 |
| 9. 29 | <ul style="list-style-type: none"> ・一部公開拒否理由説明書に対する意見書の受理 ・実施機関に意見書の写しを送付 |
| 10. 11 | 審議（第4回審査会） |
| 11. 22 | <ul style="list-style-type: none"> ・異議申立人から意見聴取 ・実施機関の職員から一部公開拒否理由説明の聴取 ・審議（第5回審査会） |
| 12. 20 | 審議（第6回審査会） |
| 7. 1. 5 | 「異議申立書の一部訂正について」異議申立人より（実施機関を経て）提出される |
| 1. 24 | 審議（第7回審査会） |
| 2. 21 | 審議（第8回審査会） |
| 3. 22 | 審議（第9回審査会） |
| 4. 28 | 審議（第10回審査会） |
| 5. 1 | 答申 |